

## 治安・暮らしの安全

### 目指す姿（10年後）

- 「日本一安全・安心な広島県」の実現に向けて、「『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動」の推進をはじめ、県民からの期待と信頼に応える警察活動に取り組むことにより、多くの県民が穏やかで幸せな暮らしを実感できています。
- 不幸にして犯罪等の被害に遭われた方が、被害を抱え込まずに支援機関に相談し、必要な支援を受けることができます。
- 県民が消費生活を送る上で、必要な判断力を身に付け、自主的に行動ができるようになるための消費者教育を受けることができる機会が広がっていると同時に、高齢者等の配慮を必要とする人が、消費者被害に遭わないよう支援を受けられています。また、消費者トラブルに遭った時や不安を感じた場合に、それぞれに合った方法で相談等ができるようになっていきます。
- 生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築され、県民は安全な食品を安心して食べることができます。
- 県と市町が一体となって、水道事業の広域連携に取り組むことで、水源の広域的な運用、施設の最適な配置や強靭化、デジタル技術の活用などによる業務の効率化が図られ、安全・安心な水が、安定的に供給されています。

ビジョン指標	当初値	現状値	目標値 (R7)	目標値 (R12)
刑法犯認知件数	14,160 件 (R1)	11,181 件 (R3)	12,000 件以下	10,000 件以下
体感治安 (治安良好と感じる県民の割合)	85.3% (H29 県調査)	86.9% (R2 県調査)	90%以上	90%以上 (維持)

主な取組

- 県民総ぐるみ運動の推進
  - 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部改正[R3.12~]
  - 広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」の運用開始[R4.2~]
  - 防犯ボランティア等による**自主防犯活動**の推進
  - 市町、事業者、町内会等と連携した**防犯カメラの設置促進**
  - 少年サポートセンターを中心とした**立ち直り支援**活動の推進
  - **スクールサポーターの支援訪問**による「安全に安心して学べる学校づくり」の推進
- 新たな犯罪脅威への対処
  - **特殊詐欺事件検挙・抑止対策**の強化
    - ・ タイムリーな情報発信、事業者と連携した水際対策及び固定電話対策の推進
    - ・ 特殊詐欺犯行グループ等の壊滅及び犯行ツール対策の徹底
  - **サイバー空間の安全**の確保に向けた取組の推進
  - 凶悪犯罪等の**重要犯罪の徹底検挙**
- 交通事故抑止に向けた総合対策
  - ・ **なくそう交通事故・アンダー60 作戦**の推進[R3.7~]
  - ・ 交通事故実態に即したきめ細かな**交通安全教育**等の推進
  - ・ 交通事故抑止に資する**交通指導取締り**の推進
  - ・ 安全で快適な**交通環境整備**の推進
  - ・ 適切な**運転者対策**の推進

- 犯罪被害者等への支援体制づくり
  - **性被害ワンストップセンターひろしま**の運用開始[H28~]
  - **広島県犯罪被害者等支援条例**の制定 [R4.3]
- 消費者被害の防止と救済
  - 「**広島県消費者基本計画(第3次)**」[R2~R6]に基づき次の取組を重点的に実施
    - ・ 県・市町の消費生活相談窓口体制の強化  
「消費生活相談員の体系的な研修計画」及び「県・市町の相談対応連携マニュアル」の策定
    - ・ 外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化  
市町SNSを活用した単身高齢者等の家族への情報提供
    - ・ 自立した消費者となるための消費者教育の推進  
「消費者教育の体系イメージマップ(消費者庁)」の4つの重点領域に対応した教材等の作成と講師の確保
- 食品の安全・安心の確保
  - 「**食品の安全に関する基本方針及び推進プラン**」の策定(R3~R7)
- 水道事業の広域連携
  - **広島県水道企業団設立準備協議会**の設置[R3.4]

## ① 県民総ぐるみ運動の推進

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- タイムリーな情報発信，各種防犯教室等を通じて，一人一人の防犯意識と規範意識を高め，県民自ら危険を察知し回避できる「犯罪抵抗力」の向上を図ります。
- 子供・女性・高齢者等に対する見守り活動，防犯ボランティアへの参加・促進等を通じて地域で暮らす人々が互いに見守り，支え合う，“見守り機能”を再生・強化し，地域の「犯罪抑止力」の向上を図ります。
- 犯罪の防止に配慮した道路・住宅の普及，防犯カメラ等の設置を促進するとともに，通報・相談窓口の充実などの犯罪に遭わない，犯罪を起こさせない「犯罪予防力」(防域性)に優れた生活環境を創り出します。
- 県民が不安に感じる犯罪に対する検挙活動の強化，警察職員の執行力の向上等を通じて，犯罪の未然防止，犯罪行為に対する迅速・的確な対応，治安基盤を強化するための施策推進など，県民に安全・安心をもたらす警察活動を展開します。
- 少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援や犯罪防止教室の開催，街頭補導活動等により，少年犯罪の抑止を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
不安に感じる犯罪の認知件数	目標	6,228 件	6,040 件	5,860 件	5,684 件	5,500 件以下
	実績	4,662 件				
子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数	目標	5,414 件	5,252 件	5,095 件	4,942 件	4,800 件以下
	実績	4,337 件				
非行少年総数	目標	890 人	885 人	880 人	875 人	870 人以下
	実績	676 人				

### 【評価と課題】

- 事業者，ボランティア，関係団体等と協働・連携した各種取組や県警メールマガジン等による情報発信により，刑法犯認知件数，不安に感じる犯罪の認知件数，子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数はいずれも減少し，目標を達成した。
- 非行を兆しの段階で抑止するための街頭補導活動や，学校と連携した規範意識を向上させるための犯罪防止教室，少年サポートセンターを中心とした立ち直り支援活動等により，非行少年総数は減少し，目標を達成した。
- なお，コロナ禍による行動制限や「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられたことなどによる人流の変動が，これらの指標の減少の一因となった可能性が考えられるため，今後の指標の推移を注視しつつ，各種対策を推進する必要がある。

【主な事業】・ WEB 公開型犯罪情報システム運用事業……………330 ページ

#### 【令和4年度の取組】

- 犯罪から安全を確保するためには、関係団体等と連携した総合的な犯罪抑止対策や効果的な街頭活動等、犯罪者をつくらない、犯罪をさせないための取組や、発生した犯罪に対して迅速かつ的確に対応し、速やかに事件を解決する警察活動が重要であることから、引き続き、目標の達成に向け現在の取組を推進する。
- 子供・女性・高齢者等の犯罪被害の対象となりやすい人たちが、地域において安心して暮らすことができ、家族みんなが生き生きと暮らせる生活環境を確保するためには、地域全体での活動が重要であることから、引き続き、目標達成に向け現在の取組を推進する。
- 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部が改正され、「子ども、高齢者、女性等の安全確保」、「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」等が新たに規定されたことに伴い、これらの規定に係る防犯指針を新たに策定し、県民に対してそれぞれの防犯上の方策を示す。
- 防犯アプリ「オトモポリス」の目標ダウンロード件数 59,000 件に向けて、更なる普及を促進するとともに、アプリ機能により犯罪発生状況に応じた注意喚起等の各種情報を効果的に発信することで、県民の「犯罪抵抗力」を向上させ犯罪の予防を図る。
- スクールサポーターの運用や少年警察ボランティアの活動促進等により、低年齢少年に対する取組を推進し、少年犯罪の更なる抑止を図る。

## ② 新たな犯罪脅威への対処

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 特殊詐欺について、変遷する犯行手口に関する速やかな情報発信や広報啓発活動、金融機関などの事業者と連携した水際対策の強化により、被害の未然防止を図るとともに、事件発生時には犯人の早期検挙を目指します。
- サイバー犯罪等について、フィルタリングの利用促進や防犯ボランティア等との連携による違法・有害情報の収集・削除等により、被害の未然防止を図るとともに、新たな手口への的確な対応や情報技術解析の活用等により取締りを強化します。
- 殺人、強盗などの凶悪犯罪等について、初動警察活動を強化するとともに、最新の科学技術を活用した捜査手法などを駆使しながら重点的な捜査を行い、徹底検挙を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
特殊詐欺被害額	目標	2億円以下	2億円以下	2億円以下	2億円以下	2億円以下
	実績	約4億 7,261万円				
重要犯罪検挙率 (5年平均値)	目標	—	—	—	—	80.0%以上
	実績	97.6% (単年)				

### 【評価と課題】

- 特殊詐欺認知件数は前年比+48.5%、被害額は前年比+96.1%の約4.7億円となり、目標は達成できなかったが、コンビニや金融機関等と連携した取組により、水際阻止件数は前年比+142.1%の506件で、大幅な増加となった。
- 「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」の急増、1件で数千万円を超える特殊詐欺被害の連続発生が被害額増加の要因と考えられる。
- 犯罪の手口や発生傾向は年々変化していくことから、被害状況に応じたタイムリーな広報啓発活動や犯罪傾向に応じた適切な対策の推進が必要である。今年多発した「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」の犯罪傾向として、固定電話による初期接触が特徴的であることから、固定電話対策を推進する必要がある。
- 適確な初動捜査と科学捜査を推進し、重要犯罪検挙率は目標を17.6ポイント上回り、過去3年間80%以上の高水準を維持している。一方で、犯罪の広域化・スピード化への対応に加え、新たな道路網の整備による交通導線の変化へ対応するため、緊急配備支援システムの拡充を図る必要がある。
- サイバー犯罪相談の受理件数は約5,000件と高止まりしている。
- インターネットの違法・有害情報の収集・削除対策について、サイバー防犯ボランティアに対する教養の実施及びサイバーパトロール支援システムの導入により効果的に推進できた。一方で、削除すべき情報であるかなどの見極めは個人の判断に委ねており、情報の捉え方に統一性がなく、実績が著しく変動するなどの課題が浮き彫りとなった。

### 【令和4年度の取組】

- 「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」の犯罪傾向には、固定電話による初期接触が特徴的であることから、被害状況に応じた広報啓発活動、事業者に対する水際対策の働き掛けのほか、犯人からの初期接触手段である固定電話対策として、自治体に対して防犯機能付き電話機購入補助金制度導入等の働き掛けを行うなど、同電話機の普及促進を図る。
- 凶悪犯罪等について、これまでと同様、適確な初動対応と科学捜査を推進させて徹底検挙する。

- インターネットの違法・有害情報の削除対策については、犯罪の予兆を含めた犯罪誘引情報も対象情報であるなど情勢の変化に応じて実施するほか、真に削除すべき情報の見極めを適切に行い、サイバー犯罪ボランティアに対して教養を実施するなど、効果的に推進する。
- IHC(インターネット・ホットラインセンター)から違法・有害情報に関する通報を受けた事案について捜査を積極的に推進するなど、取締りを強化し、サイバー空間の安全の確保を図る。

### ③ 交通事故抑止に向けた総合対策

#### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 交通安全広報啓発活動を推進するとともに、交通安全施設を適切に整備、維持管理し、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進します。
- 自動運転技術の正しい理解についての広報啓発や公道実証実験に対する的確な助言・指導を行っていくとともに、自動運転技術に対応する交通安全施設の整備及び自動運転に関する交通事故への適切な捜査を推進します。
- 可搬式速度違反自動取締装置等の整備により交通指導取締り及び交通事故事件捜査の高度化を図るとともに、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民からの要望の多い違反の取締り強化を推進します。
- 高齢運転者対策として、相談窓口に関する広報啓発活動及び充実化を行い、安全運転相談に適切に対応するとともに、迅速的確な臨時適性検査や受検待ち事案の減少を図ります。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
交通事故死者数	目標	60人 以下	60人 以下	60人 以下	60人 以下	60人 以下
	実績	70人				
交通事故重傷者数	目標	700人 以下	700人 以下	700人 以下	700人 以下	700人 以下
	実績	900人				

#### 【評価と課題】

- 交通安全教育の充実、交通安全施設の整備、交通指導取締りの推進のほか、関係機関と連携した総合的な交通事故抑止対策に継続的に取り組んだが、高齢者死者数や自転車乗用中の重傷者数の増加等により、いずれも目標の達成には至らなかった。
- 高齢者死者数は39人(前年比+3人)と増加しており、全交通事故死者数に占める割合は高齢者にあっては半数を超えている。そのうち、歩行者関連事故死者数についても半数近い割合を占めていることから、交通安全教育等の対策を推進する必要がある。
- 自転車の安全利用に関する広報啓発活動、交通安全教育の推進に取り組み、自転車関連事故死者数は4人(前年比-6人)と減少した。一方で、全人身事故のうち自転車が関係する交通事故が約2割を占めることや、自転車の交通ルール等について社会的な関心も高いことから自転車の安全利用、事故防止対策について推進する必要がある。

【主な事業】交通安全施設整備費……………332 ページ

#### 【令和4年度の取組】

- 高齢者の安全意識を向上させるため、関係団体等と連携して、各季における交通安全運動や高齢者向けの各種催し等の様々な機会を活用した交通安全教育を推進する。また、交通安全教育にあたっては、横断中の死者の大半を高齢者が占めることや、横断違反の割合が高いことなどの実態に応じた具体的な指導を行うとともに、地域全体で高齢者に配慮し、高齢者の安全確保に取り組むよう、県民への意識啓発を図る。
- 自転車利用者に対し、自転車は「車両」であるという認識を徹底させ、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を図るとともに、全ての年齢層に対するヘルメット着用を推奨する。

- 交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、交通安全施設を適切に整備、維持管理し、道路管理者等と連携した道路交通環境の更なる改善や交通安全対策等を推進する。
- 交通事故分析等に基づき、悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反に加え、県民からの要望の多い違反に重点を置いた効果的な交通指導取締り及び迅速・確実な行政処分等を推進する。また、可搬式速度違反自動取締装置の整備と効果的な運用等により、通学路等の安全確保と総合的な速度抑制を図る。
- あおり運転や、ひき逃げ等交通事故事件に対する適正緻密な捜査を推進するほか、高齢運転者対策の充実・強化が図られた改正道路交通法の円滑な施行と的確な運用を図る。



#### ④ 犯罪被害者等への支援

##### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 県民の理解促進を図るため、従来の街頭キャンペーンや被害者講演会などに加え、SNS を活用した相談窓口の更なる周知に取り組みます。
- 犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、具体的な事例を基にしたロールプレイ研修や、有識者を招いての意見交換等により、司法、行政、医療等の支援機関が相互に連携を深めるとともに、支援員のスキルアップに取り組みます。
- 特に潜在化しやすい性犯罪・性暴力被害については、中学・高校生に対する相談窓口の周知を強化するとともに、24 時間 365 日、秘密厳守で相談できることや、ウェブを活用した相談申込の受付など、被害者等の心情に配慮した情報発信を行い、相談しやすい取組を進めます。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度	目標	13%以上	15%以上	16%以上	17%以上	18%以上
	実績	9.6%				
性被害ワンストップセンターひろしまの認知度	目標	—	—	13%以上	—	—
	実績	—				

##### 【評価と課題】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響による街頭啓発の自粛や、講演会の規模縮小等により、県民が、犯罪被害に関する情報に接する機会が減ったことなどから、目標達成に至らなかったと考えられる。
- 犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現のため、令和4年3月に「広島県犯罪被害者等支援条例」を制定したことから、今後は犯罪被害者等が置かれている状況等についての社会の理解促進、支援基盤の強化、被害が潜在化しやすい犯罪被害者の支援、経済的負担の軽減など、条例に基づく取組の着実な実施と、効果的な情報発信を行っていく必要がある。

【主な事業】 ・ 性被害ワンストップセンターひろしま運営事業……………328 ページ

##### 【令和4年度の取組】

- 犯罪被害者等が置かれている状況等について、社会全体の理解を促進するため、犯罪被害者週間における街頭キャンペーン等の実施に加え、ウェブを活用した広報・啓発を実施する。
- 相談窓口において、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度の情報提供や関係機関等への付添支援を行うなど、犯罪被害者等支援に関する相談体制を強化する。
- 被害が潜在化しやすい子供や性犯罪・性暴力被害者について、年代に応じたリーフレットの作成・配布を行い、広報啓発を推進するなど、支援の充実を図る。
- 重大な被害を受けた犯罪被害者等のうち、メディア対応等を弁護士に委嘱する人に対し、弁護士費用を支援し、二次被害の防止・軽減を図る。

## ⑤ 消費者被害の防止と救済

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 学校における消費者教育を推進するため、授業で役立つ補助教材等の提供や、教員を対象とした研修等を実施します。また、地域で実施する啓発講座のメニューに、新たに「契約」や「情報」などの分野を追加し、教材の作成や登録講師の確保・育成等を行うことにより、消費者として身に付けておくべき基礎的な知識等に視点を置いた教育を受ける機会の拡大を図ります。
- 高齢者等の消費者被害防止の支援のため、すべての市町において単身高齢者等の消費トラブルの早期発見や対処に必要な情報を離れて暮らす家族に継続的に提供するとともに、機器を活用した手法など高齢者の被害防止の周知を行います。
- 外国人が消費者トラブルに遭った際、県内どこの窓口でも消費生活相談ができるよう、外国語で消費生活相談ができる窓口を整え、外国人やその周囲の人に外国語で消費生活相談ができることを周知していきます。
- 県民が、自らの都合の良い時に、自らに合った方法で相談できるよう、メールによる相談方法の改善や、自分自身で解決できるFAQ(よくある相談)の整備を進めます。
- 消費生活相談員に対する体系的な研修計画に基づく研修を実施し、高度化・複雑化した消費生活相談に対応できるようにします。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
消費者被害後に行動した割合	目標	81.5%	—	83%	—	85%
	実績	83.0%				
県の消費者被害の防止と救済の取組を評価する人の割合	目標	9%	10%	11%	13%	15%
	実績	5.8%				

### 【評価と課題】

- 消費者被害後に行動した割合については、県HP、SNS等での啓発や学校等における出前講座の開催、教材の作成、登録講師の確保・育成等の消費者教育の推進により、県民が消費生活を送る上で必要な判断力を身に付け、自主的に行動ができるよう取り組んだことなどから、令和3年度の目標を達成した。
- 県の消費者被害防止と救済の取組を評価する人の割合については、新型コロナの影響により、インターネット通販の利用が拡大し、トラブルに遭う機会が増加したことや、高齢者サロン等の地域における啓発講座の開催や来所相談が減少するなどしたことにより、令和3年度の目標達成に至らなかった。
- 高齢化の進展や令和4年4月からの成年年齢引き下げなどの消費者を取り巻く環境の変化に伴い、更なる消費者トラブルの増加が懸念されており、消費者被害防止の観点から配慮が必要な消費者の増加が見込まれることなどから、消費者の特性に応じた取組を推進していく必要がある。
- 市町間で相談対応力に差があることから、県市町連携などにより、市町相談体制の強化を図っていく必要がある。

#### 【令和4年度の取組】

- 若年層においては、成年年齢引き下げに伴い、成人になりたての若者の消費者被害の拡大が懸念されることから、県教育委員会と連携して高等学校等での出前講座の実施や、若者に親和性の高いSNSを活用した窓口認知度の向上を図る啓発を行うとともに、相談情報や新たな手口などをモニタリングし、機会を捉えた情報発信を行う。
- 高齢者本人やその見守り者を対象とした啓発活動に加え、市町の公式SNSを活用し、単身高齢者等の消費トラブルの早期発見や対処に必要な情報を離れて暮らす家族に継続的に提供するとともに、高齢者を狙った新たな手口や急増している悪質な事案などの相談情報を、地域別に分析し、市町ごとにタイムリーに情報発信を行う。
- 電話相談が不得意な人、消費者トラブルを自己解決しようとする人、県や市町の相談窓口へ出向くのが困難な人などの多様なニーズに対応するため、FAQ(よくある相談事例)の充実を図るとともに、メール相談フォームを改善してより利用しやすくするなど、消費者トラブルの潜在化防止のための取組を進める。
- 市町窓口の相談対応結果の均一化を図られるよう、「県・市町連携マニュアル」に基づき、県及び近隣市町が連携して適切に対応するバックアップ体制の強化を図るとともに、新たな相談や困難案件にも対応できるよう、新たにオンラインを活用した事例検討や新人相談員の個別指導などの研修を実施し、相談員の資質向上を図る。

## ⑥ 食品の安全・安心確保対策

### 【5年間(R3～R7)の取組の方向】

- 生産者・事業者の衛生管理に関する知識や技術の向上、及び事業者の自主衛生管理の定着を図るため、食品衛生講習会等を開催します。
- 生産者・事業者の衛生管理の実施状況を確認し、不備、違反があった場合には速やかに改善させるため、重点的かつ効果的な監視指導を実施します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均)	目標	2.6 件	2.6 件	2.4 件	2.2 件	2.0 件
	実績	1.2 件				
講習会受講者に占める HACCPを理解している者の割合	目標	40%	45%	50%	60%	70%
	実績	57%				

### 【評価と課題】

- 有症者 50 人以上の集団食中毒発生件数(過去5年平均)について、令和3年度目標を達成した。要因としては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、営業自粛や外食控えなど飲食業界全体に抑制がかかったことや、手洗いの励行など個人の感染予防策が徹底されたことが影響し、食中毒の発生そのものが減少したと考えられる。
- 今後、感染状況が落ち着き、飲食店を利用する機会が再び増加すると、食中毒の発生件数が増加に転じることが予想されるため、食中毒発生の未然防止に向けて、引き続き生産者や事業者に対する監視指導等に取り組む必要がある。
- 講習会受講者に占める HACCPを理解している者の割合についても、令和3年度の目標を達成した。要因としては、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から HACCPの導入・運用が制度化されたことに伴い、HACCPに関する周知が進み、認知度が向上したためと考えられるが、講習会アンケートを業種別に分析すると、製造・加工業の受講者が 72%と高い理解度であったのに対して、飲食店の受講者は 49%と業種によって理解度の差が大きい状況にある。

### 【令和4年度の取組】

- 有症者 50 人以上の集団食中毒は、ノロウイルスが原因となっていることが多いことから、特にノロウイルス食中毒対策を指導・啓発することとし、食品製造施設、大量調理を行う飲食店への立入調査時のノロウイルス対策の実施状況の確認や、ノロウイルス食中毒予防月間(11月～1月)における監視指導の強化等の取組を行う。
- さらに、衛生知識の普及啓発として事業者向けに食中毒予防講習会等を開催し、食中毒の未然防止を図る。
- 食品事業者の自主衛生管理の向上には、関係者が HACCPを理解していることが土台となるため、理解度の低い業種向けに HACCP講習会を開催するなど、事業者全体の HACCP理解度の底上げに取り組む。
- また、HACCPに基づく衛生管理が求められる大規模事業者に対しては、立入調査時に実施状況を把握するとともに、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められる小規模事業者に対しては、通常監視時に丁寧に指導・助言を行うことにより、衛生管理の定着を推進する。

## ⑦ 水道事業の広域連携

### 【5年間(R3~R7)の取組の方向】

- 持続可能な水道事業を実現するため、市町の枠を超えた水道事業の統合に賛同する市町と広域連携の受け皿となる企業団を設立し、事業運営を開始します。
- 企業団に参画しない市町とも研修の共同実施など、統合以外の連携を実施します。
- 現在、市町や施設ごとに稼働している運転監視システムを相互連携させるための広域運転監視システムを導入します。

KPI		R3	R4	R5	R6	R7
県内水道事業の統合の受け皿となる新たな組織の設立	目標	・市町と県がそれぞれ単独で事業運営 ・広域的な事業運営ができる新たな組織として企業団の設立を検討	統合に賛同する市町と企業団を設立	・企業団による事業運営 ・企業団に参画しない市町とも統合以外の連携を実施		
	実績	統合に賛同する市町と県で広島県水道企業団設立準備協議会を設置し、事業計画素案を取りまとめ				
広域運転監視システムの導入	目標	広域運転監視システムの導入検討	広域運転監視システムの設計・システム構築・テスト	広域運転監視システムの稼働		
	実績	広域運転監視システムの導入に向けて必要な機能を整理し、仕様書を作成				

### 【評価と課題】

- 企業団の組織・職員計画や事業内容を盛り込んだ事業計画素案を取りまとめるなど、企業団の令和4年度の設立、令和5年度の事業開始に向けて、予定どおり取組を進めている。
- 広域運転監視システムについて、運転監視に必要な機能やネットワーク回線の仕様を整理するなど、令和4年度の導入、令和6年度の稼働に向けて、予定どおり取組を進めている。

【主な事業】・ 水道広域連携推進事業……………334 ページ

### 【令和4年度の取組】

- 広島県水道企業団設立準備協議会において、組織・職員体制を整理の上、事業計画を策定し、令和4年11月に企業団を設立するとともに、水道事業の認可や情報システムの構築など、令和5年4月の事業開始に向け、準備を進める。
- 統合以外の連携を選択した市町とは、具体的な連携策の検討を進め、職員研修の共同実施など、効果が見込めるもので、かつ実施体制等も含め、実現可能なものから取組を進める。
- 広域連携の取組と併せ、業務の効率化や省力化を図るため、広域運転監視システムの構築など、水道DXの具体的な取組を進める。